

京都市消防吏員服制規程

昭和 4 3 年 6 月 1 日

京都市消防局訓令乙第 2 号

各 部

消防団・地域連携室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防吏員服制規程を次のように定める。

京都市消防吏員服制規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、京都市消防吏員服制規則（以下「規則」という。）第 3 条の規定に基づき、消防吏員の服制に関し必要な事項を定めるものとする。

(服制に係る制式等)

第 2 条 規則第 2 条第 1 項に規定する消防吏員の服制に係る制式、地質その他の服制に関する細目は、別表第 1 のとおりとする。

(消防局長が定める制式)

第 3 条 規則第 2 条第 2 項に規定する消防吏員の特別な服制及び付属品は、別表第 2 のとおりとする。

(施行細目)

第 4 条 この訓令に定めるもののほか、消防吏員の服制について必要な細目は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 4 4 年 5 月 2 9 日京都市消防局訓令乙第 2 号)

この訓令は、昭和 4 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 4 4 年 1 2 月 1 5 日京都市消防局訓令乙第 8 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 4 5 年 7 月 9 日京都市消防局訓令乙第 4 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 4 6 年 9 月 9 日京都市消防局訓令乙第 6 号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 4 8 年 4 月 1 日京都市消防局訓令乙第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 5 1 年 8 月 2 6 日京都市消防局訓令乙第 4 号)

この訓令は、昭和 5 1 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和５２年１０月１日京都市消防局訓令乙第６号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和６２年１２月２４日京都市消防局訓令乙第６号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和６３年１１月１０日京都市消防局訓令乙第８号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年１０月２６日京都市消防局訓令乙第６号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成２年３月１５日京都市消防局訓令乙第１０号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成５年４月５日京都市消防局訓令乙第１号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成５年９月３日京都市消防局訓令乙第５号）
（施行期日）

１ この訓令は、公布の日から施行する。

（関係規程の廃止）

２ 消防職員章に関する規程は、廃止する。

附 則（平成６年１１月２４日京都市消防局訓令乙第６号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成７年３月３１日京都市消防局訓令乙第１６号）
この訓令は、平成７年４月１日から施行する。

附 則（平成７年７月２７日京都市消防局訓令乙第８号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成９年３月３１日京都市消防局訓令乙第６号）
この訓令は、平成９年４月１日から施行する。

附 則（平成１０年３月３１日京都市消防局訓令乙第９号）
この訓令は、平成１０年４月１日から施行する。

附 則（平成１１年５月３１日京都市消防局訓令乙第３号）
この訓令は、平成１１年６月１日から施行する。

附 則（平成１１年９月３０日京都市消防局訓令乙第６号）
この訓令は、平成１１年１０月１日から施行する。

附 則（平成１１年１２月１６日京都市消防局訓令乙第８号）
（施行期日）

１ この訓令は、平成１２年１月１日から施行する。

（経過措置）

２ この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による救助作業服上衣は、当

分の間、これを使用することができる。

附 則（平成１２年６月３０日京都市消防局訓令乙第１号）

この訓令は、平成１２年７月１日から施行する。

附 則（平成１２年１１月３０日京都市消防局訓令乙第９号）

この訓令は、平成１２年１２月１日から施行する。

附 則（平成１４年３月２９日京都市消防局訓令乙第５号）

この訓令は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則（平成１５年９月３０日京都市消防局訓令乙第２号）

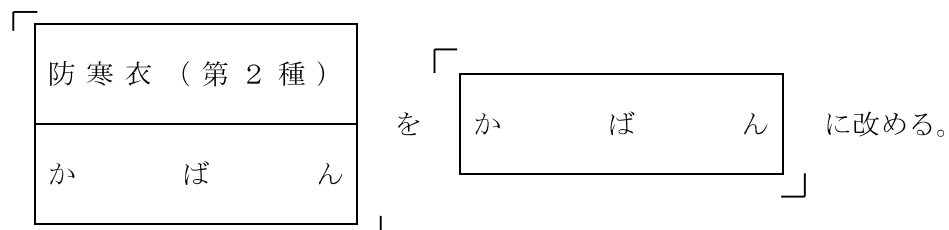
（施行期日）

１ この訓令は、平成１５年１０月１日から施行する。

（関係訓令の一部改正）

２ 京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

別表消防吏員の項中「(第１種)」を削り、同表消防吏員（女性に限る。）の項中



附 則（平成１５年１１月２１日京都市消防局訓令乙第５号）

（施行期日）

１ この訓令は、平成１５年１１月２５日から施行する。

（関係訓令の一部改正）

２ 京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

別表警防活動要員の項中「又は防火救助帽」を削る。

（経過措置）

３ この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による防火衣及び防火靴は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成１６年３月３１日京都市消防局訓令乙第９号）

この訓令は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１６年３月３１日京都市消防局訓令乙第１１号）

（施行期日）

１ この訓令は、平成１６年４月１日から施行する。

（関係訓令の一部改正）

２ 京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

別表消防吏員の項中「作業帽」を「活動帽」に、「作業服」を「活動服」に、「作業用

下衣」を「活動用下衣」に、

階	級	章
---	---	---

を「

階	級	章
所	属	章
個	人	章

」に

改め、同表救助隊員の項中「救助作業帽」を「救助活動帽」に、「救助作業服」を「救助活動服」に改め、同表救急隊員の項中「救急作業帽」を「救急活動帽」に、「救急作業服」を「救急活動服」に改める。

(経過措置)

- 3 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による作業服、救助作業服及び整備作業服は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成16年7月16日京都市消防局訓令乙第2号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成16年7月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による救急活動服は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成16年12月28日京都市消防局訓令乙第5号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年1月4日から施行する。ただし、航空隊被服に係る改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による飛行服は当分の間これを使用することができる。

附 則（平成17年3月31日京都市消防局訓令乙第19号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月26日京都市消防局訓令乙第1号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年4月26日から施行する。

(関係法令の一部改正)

- 2 京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

別表警防活動要員の項の次に次の一項を加える。

本部指揮救助隊員	本部指揮救助活動帽	1 以上	2 年
	本部指揮救助活動服		1 年

附 則（平成17年8月26日京都市消防局訓令乙第5号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年8月29日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による活動用下衣半そでは、
当分の間、これを使用することができる。

(関係訓令の一部改正)

3 京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

別表消防吏員の項中 「

帽	雨	覆	い
---	---	---	---

」 を 「

帽	雨	覆	い
バ	ン		ド

」 に改め
る。

附 則（平成17年9月26日京都市消防局訓令乙第6号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日京都市消防局訓令乙第1号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による合冬救急活動服上衣は、
当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成19年3月26日京都市消防局訓令乙第5号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による夏救急活動服上衣は、
当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成21年5月29日京都市消防局訓令乙第2号）

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日京都市消防局訓令乙第6号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年1月10日から施行する。

(関係訓令の一部改正)

2 京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

「

手 袋	常 用 手 袋	○		●					
	作 業 手 袋			●	●	●	●	●	●

」 を

かばん（女性のみ）	○	○	●	●				
-----------	---	---	---	---	--	--	--	--

」

「

手袋	常用手袋	○		●					
	作業手袋			●	●	●	●	●	●

に改める。

」

3 京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

別表消防吏員（女性に限る。）の項を削る。

附 則（平成２２年３月３１日京都市消防局訓令乙第１０号）

この訓令は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年９月２７日京都市消防局訓令乙第１号）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による保安帽は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成２４年３月３０日京都市消防局訓令乙第３号）

この訓令は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年３月３０日京都市消防局訓令乙第４号）

この訓令は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年１２月２１日京都市消防局訓令乙第４号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成２５年１月１日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による雨衣は、平成２５年３月３１日までの間、これを使用することができる。

附 則（平成２５年６月１９日京都市消防局訓令乙第１号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成２５年７月１日から施行する。ただし、防寒衣コート型に係る改正規定は平成２５年１１月１日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による活動服バンドは、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成２６年３月３１日京都市消防局訓令乙第１５号）

この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日京都市消防局訓令乙第 10 号）
（施行期日）

1 この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による救助活動服上衣は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成 27 年 9 月 28 日京都市消防局訓令乙第 3 号）
この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 26 日京都市消防局訓令乙第 12 号）
この訓令は、平成 28 年 2 月 28 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 30 日京都市消防局訓令乙第 3 号）
この訓令は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 31 日京都市消防局訓令乙第 8 号）
（施行期日）

1 この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による防火帽及び防火衣は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成 30 年 9 月 28 日京都市消防局訓令乙第 6 号）
（施行期日）

1 この訓令は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による本部指揮救助活動帽及び本部指揮救助活動服は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成 31 年 1 月 22 日京都市消防局訓令乙第 9 号）
（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、手袋に係る改正規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による作業手袋は、当分の間、これを使用することができる。

（関係訓令の一部改正）

3 京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考以外の部分中

「

手袋	常用手袋	○		●						
	作業手袋			●	●	●	●	●	●	●

を」

「

手袋	常用手袋	○		●						
	防火手袋			●	●	●	●	●	●	●
	作業手袋			●	●	●	●	●	●	●

に改め、」

別表第3備考以外の部分中

「

作業手袋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を」

「

防火手袋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
作業手袋	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●

に改める。」

附 則（令和2年3月27日京都市消防局訓令乙第13号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、制帽及びゴム長靴に係る改正規定は令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による合冬帽及びゴム長靴は、当分の間、なお従前の服制によることができる。

附 則（令和2年10月16日京都市消防局訓令乙第5号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年11月1日から施行する。ただし、防火衣に係る改正規定は令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による防火衣及び活動用下衣長袖は、当分の間、これを使用することができる。

（関係訓令の一部改正）

3 京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

「

統括指揮活動帽					○				
特別高度救助活動帽						○			
活動帽			▲	▲	▲	▲	○	▲	▲
救助活動帽						▲		○	
救急活動帽									○

を

」

「

活動帽			▲	▲	○	○	○	○	○
-----	--	--	---	---	---	---	---	---	---

に

」

改める。

別表第4航空隊被服類の項中「飛行帽」を、「活動帽」に改める。

4 京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

別表統括指揮隊員の項中

「

統括指揮活動帽
統括指揮活動服

を

「

統括指揮活動服

に改め、

」

」

同表特別高度救助隊員の項中

「

特別高度救助活動帽
特別高度救助活動服

を

「

特別高度救助活動服

に改め、

」

」

同表救助隊員の項中

「

救助活動帽
救助活動服

を

「

救助活動服

に改め、

」

」

同表救急隊員の項中

「

救	急	活	動	帽
救	急	活	動	服

」を「

救	急	活	動	服
---	---	---	---	---

」に改め、

同表航空隊員の項中

「

飛	行	帽
飛	行	服

」を「

飛	行	服
---	---	---

」に改める。

附 則（令和４年３月３１日京都市消防局訓令乙第５号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日京都市消防局訓令乙第７号）

（施行期日）

１ この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規程による防寒衣ジャンパー型は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和４年６月２０日京都市消防局訓令乙第１号）

この訓令は、令和４年７月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日京都市消防局訓令乙第４号）

（施行期日）

１ この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規程による活動服上衣、ズボン及び防火帽しころは、当分の間、これを使用することができる。